

令和 5 年 8 月 4 日

### 静岡県が発行する「グリーンボンド」への投資について

山本機工株式会社 代表取締役 山本剛正(以下「当社」という)は、このたび、静岡県が発行するグリーンボンド(静岡県第 2 回公募公債(グリーンボンド・5 年))、以下「本債券」という)に投資したことをお知らせします。

「グリーンボンド」とは、環境改善効果を有するプロジェクトに充当先を限定した資金調達のために発行される債券です。本債券は、国際資本市場協会(International Capital Market Association:ICMA)が定義する「グリーンボンド原則 2021」、及び「環境省グリーンボンドガイドライン 2022 年版」への適合性について、株式会社格付投資情報センターからセカンドオピニオンを取得済みです。

本債券の発行による調達資金は、静岡県が取り組む SDGs\*の達成に資する下表のグリーン化事業に充当されます。

分類	事業内容
エネルギー効率	・県有建築物の ZEB 化 ・庁舎照明や信号機の LED 化
再生可能エネルギー	・カーボンニュートラルポートの形成
クリーン輸送	・公用車の電動化
気候変動への対応	・水害対策のための河川改修 ・高潮、高波対策 ほか
生物自然資源及び土地利用に係る 環境持続型管理	・間伐などの適切な森林整備 ・県営林の維持管理(林道整備)
汚染の防止と管理に関する事業	・県有建築物における県産材による木造化、木質化の推進

当社は、本債券をはじめとした ESG 投資を継続的に実施し、今後も社会的責任を果たして参ります。

#### <本債券の概要>

名称	静岡県第 2 回公募公債(グリーンボンド・5 年)
年限	5 年
発行額	100 億円
利率	0.324%

\*SDGs とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が掲げる、加盟各国が 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています

以上

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかるとの留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフアリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMB C日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.70%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等 SMB C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

一般社団法人日本STO協会